

誓約書

下記事項について、誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

- 1 私（及び団体の構成員等）は、北上市暴力団排除条例（平成 27 年北上市条例第 28 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員ではありません。
- 2 私（及び団体の構成員等）は、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有している者ではありません。
- 3 私（及び団体の構成員等）は、本誓約書 1 又は 2 に該当するものであるか否かを確認するため、貴市が本誓約書及び構成員名簿を岩手県警察に提供することに同意します。

令和 年 月 日

北上市長 八重樫 浩文 様

住所又は所在地
名称又は氏名及び
代表者職・氏名

1 暴力団

その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいいます。

2 暴力団員

暴力団の構成員及び暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。

3 これらの者と密接な関係を有する者

暴力団又は暴力団の構成員であることを知りながら次に掲げる行為を行った者をいいます。

- (1) 暴力団の構成員を役員等経営幹部とすることその他暴力団又は暴力団の構成員を経営に
与させている者
- (2) 暴力団の構成員を雇用している者
- (3) 暴力団又は暴力団の構成員を代理人、受託者等として使用している者
- (4) 暴力団又は暴力団の構成員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与える者
- (5) 暴力団又は暴力団の構成員を問題解決等のために利用する者
- (6) 暴力団又は暴力団の構成員と密接な交際をする者
- (7) 暴力団又は暴力団の構成員であること又は(1)から(6)の行為を行う者であると知りなが
ら、その者と商行為等を行う者

※ 北上市暴力団排除条例（平成27年10月1日条例第28号）抜粋

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (3) 暴力団排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより市民生活又は事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。